

<政策目標5>

地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する更なる取組が必要
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

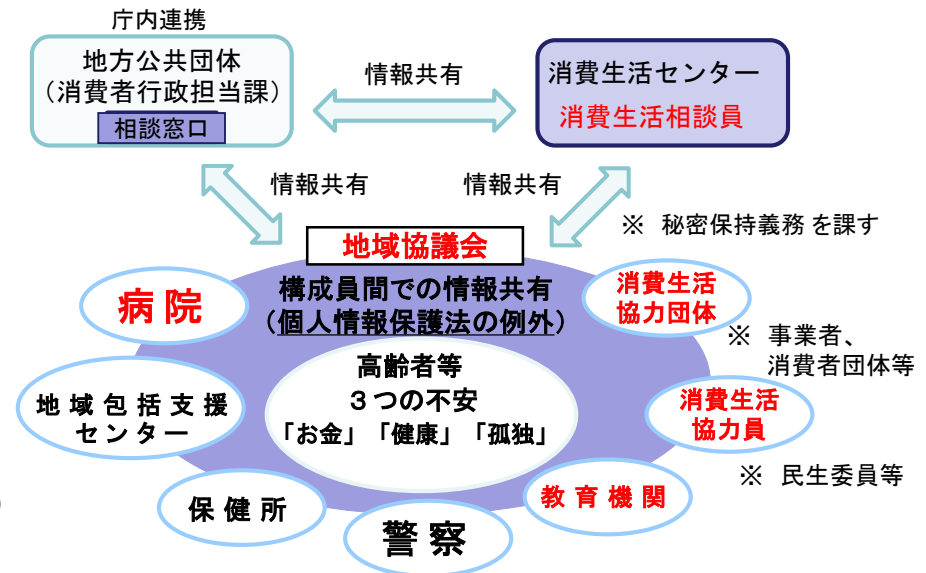
【制度の概要】

- ・ 協議会の役割: 構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割: 消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員: ・地方公共団体の機関(消費生活センター等)
 - ・医療・福祉関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
 - ・警察・司法関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
 - ・教育関係(教育委員会等)
 - ・事業者関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
 - ・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)

【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進 (**人口5万人以上の全市町**) (「地方消費者行政強化作戦」(平成27月3月24日))

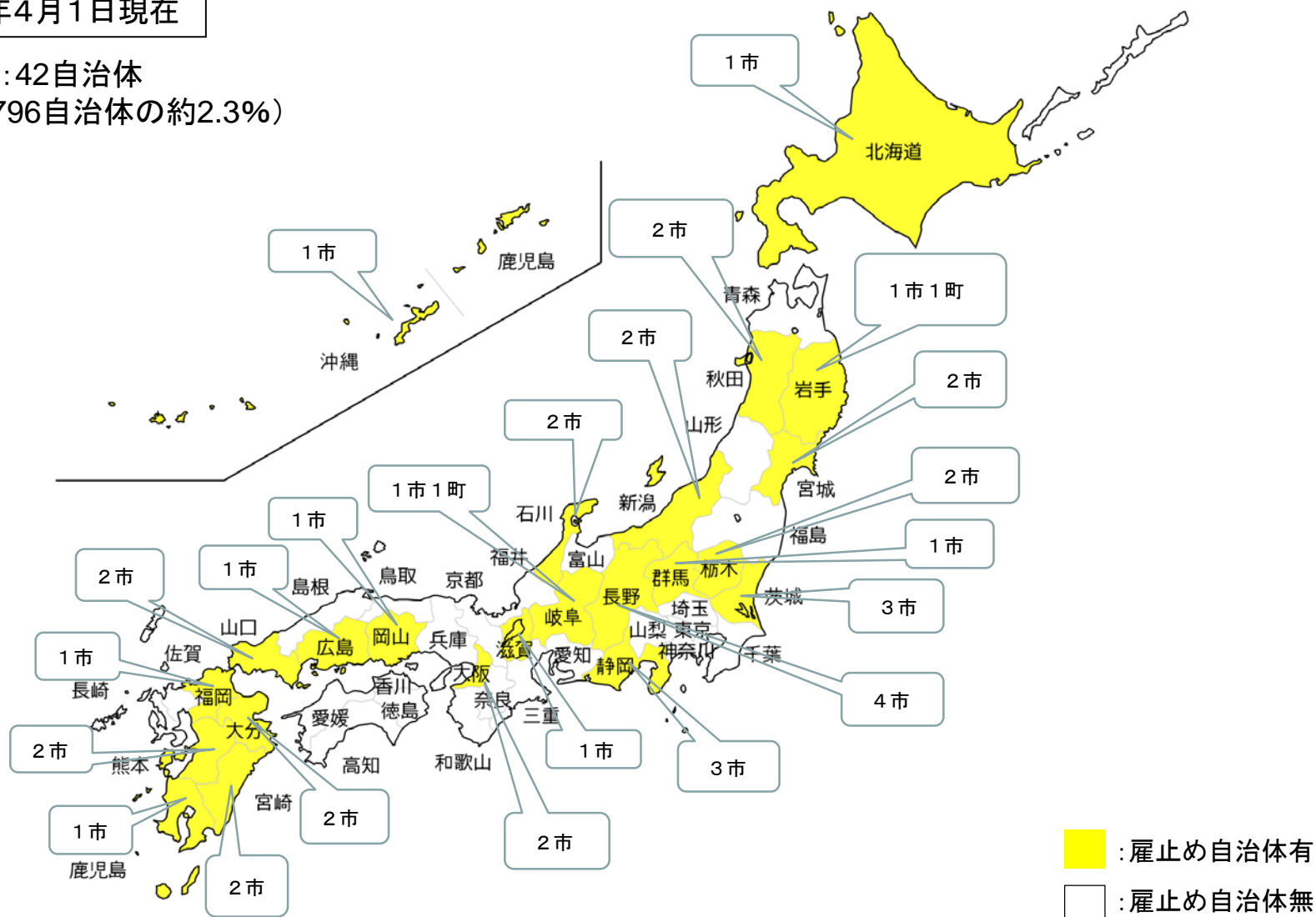
「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



いわゆる「雇止め」の実施状況

平成27年4月1日現在

雇止め有: 42自治体
(全1,796自治体の約2.3%)



(注)「雇止め」とは、条例、規定等において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しない等の規定が確認される場合をいう。

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成27年11月

1. 消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移：27年度予算の自主財源は前年比増

(単位：百万)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度差
全自治体計	16,439	19,350	20,708	20,441	18,763	17,980	17,510	▲471
基金及び 交付金	4,263 (25.9%)	6,891 (35.6%)	6,985 (33.7%)	6,911 (33.8%)	6,442 (34.3%)	5,873 (32.7%)	4,914 (28.1%)	▲958 ▲16.3%
自主財源	12,176 (74.1%)	12,459 (64.4%)	13,723 (66.3%)	13,530 (66.2%)	12,321 (65.7%)	12,108 (67.3%)	12,595 (71.9%)	487 4.0%

※平成26年度までは最終予算であり、平成27年度は当初予算である。
 ※平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

(2) 消費者行政予算の無い市区町村数：最終予算ベースで横ばい

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市区町村数	223	144	114	139	135	138	151

※平成26年度までは最終予算であり、平成27年度は当初予算である。

[参考1] 消費者庁による財政支援措置の実績 **累計約418億円**

＜地方消費者行政活性化基金＞

- 20年度2次補正(150億円)
- 21年度1次補正(80億円)
- 24年度当初(一般会計：5億円)(復興特別会計：3.6億円)
- 24年度補正(60.2億円)
- 25年度当初(一般会計：5億円)(復興特別会計：7.3億円)
- 25年度補正(15億円)
- 26年度当初(一般会計：30億円)(復興特別会計：7億円)

＜地方消費者行政推進交付金＞

- 26年度補正(20億円)
- 27年度当初(一般会計：30億円)(復興特別会計：4.8億円)

2. 相談窓口の状況

(1) 消費生活センター数：市区町村(政令市を除く。)では前年比増

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年度差
					前年差	前年差	前年差	
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	23
都道府県	123	116	113	110	106	103	102	▲1
(うち サブセンター数)	(76)	(69)	(66)	(63)	(59)	(56)	(55)	(▲1)
政令市	26	30	30	31	31	31	31	
(うち サブセンター数)	(8)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	
市区町村(政令市を除く。)	351	462	538	579	603	624	648	24
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	

(2) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口(消費生活センターを含む)の設置状況：全自治体に設置(設置率100%)

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年度差
					前年差	前年差	前年差	
相談窓口設置の市区町村数 (設置率)	1,375 (77.6%)	1,490 (86.1%)	1,580 (91.4%)	1,603 (93.1%)	1,627 (94.5%)	1,717 (99.8%)	1,721 (100.0%)	4 (0.2)
うちセンター設置	379	525	636	725	773	814	862	48
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	25
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	23
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	▲44
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	▲44
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	0
相談窓口未設置の市区町村数 (未設置率)	396 (22.4%)	241 (13.9%)	148 (8.6%)	119 (6.9%)	95 (5.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	▲4 (▲0.2)
(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	0

※「広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口(消費生活センターを含む。)を設置している自治体の数。

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成27年11月

3. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：資格保有者は前年比増

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
全体	2,800	3,146	3,321	3,391	3,371	▲20	3,345	▲26	3,367	22
うち資格保有	2,140 (76.4%)	2,328 (74.0%)	2,490 (75.0%)	2,569 (75.8%)	2,549 (75.6%)	▲20 (▲0.1)	2,612 (78.1%)	63 (2.5)	2,659 (79.0%)	47 (0.9)
うち資格未保有	660 (23.6%)	818 (26.0%)	831 (25.0%)	822 (24.2%)	822 (24.4%)	(0.1)	733 (21.9%)	▲89 (▲2.5)	708 (21.0%)	▲25 (▲0.9)

(2) 消費者行政担当の事務職員数の配置：専任職員は前年比減

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	▲24	5,200	42	5,183	▲17
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	▲32	1,531	3	1,497	▲34
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	8	3,669	39	3,686	17

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）
：市及び町では前年比減

単位：円、各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年		増減率
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	
全体	1,471	1,485	1,499	1,507	1,510	4	1,526	16	1,520	▲6	▲0.4%
都道府県	1,347	1,381	1,443	1,466	1,437	▲29	1,456	19	1,469	12	0.8%
政令市	1,546	1,612	1,657	1,650	1,615	▲35	1,626	11	1,634	7	0.4%
市	1,489	1,456	1,459	1,466	1,477	11	1,500	23	1,481	▲19	▲1.3%
区	2,218	2,248	2,249	2,237	2,241	4	2,253	12	2,268	15	0.7%
町	1,471	1,409	1,368	1,382	1,464	81	1,433	▲31	1,427	▲6	▲0.4%
村	1,335	1,418	1,401	1,414	1,283	▲130	1,243	▲40	1,534	291	23.4%

※四捨五入の関係で前年差を計算した場合に一致しないことがある。

※ 赤枠内は「平成27年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(2) 消費生活相談員の雇用期間の更新回数制限の有無
：制限有りの自治体は前年比減

各年4月1日現在

		全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成22年	制限有り	19.6%	29.6%	12.6%	17.1%
	制限無し	80.4%	70.4%	87.4%	82.9%
平成23年	制限有り	19.1%	31.3%	13.9%	15.9%
	制限無し	80.9%	68.7%	86.1%	84.1%
平成24年	制限有り	18.8%	30.8%	13.1%	15.9%
	制限無し	81.2%	69.2%	86.9%	84.1%
平成25年	制限有り	19.2%	32.0%	13.8%	16.1%
	制限無し	80.8%	68.0%	86.2%	83.9%
平成26年	制限有り	17.1%	27.5%	13.6%	14.6%
	制限無し	82.9%	72.5%	86.4%	85.4%
平成27年	制限有り	14.8%	19.9%	13.3%	13.6%
	制限無し	85.2%	80.1%	86.7%	86.4%

[参考2] 雇止めの有無

	全自治体	「無」	「有」	その他(相談員なし等)
都道府県	47	47	0	0
政令市	20	18	2	0
市区町村等	1,729	1,457	40	232
合計	1,796	1,522	42	232

(3) 消費生活相談員の処遇改善：改善を図った自治体は前年比増

	平成22年	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		
	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用		
全 体	102 (割合) (5.7%)	34 (33.3%)	130 (7.2%)	88 (67.7%)	111 (6.2%)	78 (70.3%)	114 (6.3%)	84 (73.7%)	138 (7.7%)	103 (74.6%)	189 (10.5%)	123 (65.1%)
都道府県	10 (割合) (21.3%)	5 (50.0%)	11 (23.4%)	7 (63.6%)	5 (10.6%)	3 (60.0%)	7 (14.9%)	3 (42.9%)	8 (17.0%)	3 (37.5%)	17 (36.2%)	7 (41.2%)
政令市	10 (割合) (52.6%)	3 (30.0%)	8 (42.1%)	4 (50.0%)	4 (20.0%)	2 (50.0%)	2 (10.0%)	1 (50.0%)	3 (15.0%)	1 (33.3%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)
市区町村等	82 (割合) (4.7%)	26 (31.7%)	111 (6.4%)	77 (69.4%)	102 (5.9%)	73 (71.6%)	105 (6.1%)	80 (76.2%)	127 (7.3%)	99 (78.0%)	167 (9.7%)	116 (69.5%)

※ 各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げにより消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合

※「雇止め」：条例、規程等(人事等の内部規程を含む。)において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。